



2023 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 石 原 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 英 雄
コ ー ド 番 号 4028 東 証 プ ラ イ ム 市 場
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 本 部 長 川 添 泰 伸
(TEL. 06-6444-1850)

当社子会社の取締役、執行役員及び参与に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社の取締役、執行役員（取締役兼務の執行役員を除きます。）及び参与（以下「当社子会社の対象取締役等」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社子会社の対象取締役等に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、親会社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

(1) 当社子会社の対象取締役等に対して発行または処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき当社子会社の対象取締役等に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、当社の取締役会で決定いたします。

(2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により当社子会社の対象取締役等に対して発行または処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける当社子会社の対象取締役等に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

(3) 金銭報酬債権の支給及び現物出資

当社子会社の対象取締役等は、本制度に基づき当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と当社子会社の対象取締役等との間において、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

- ①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を全部または一部を無償取得すること

3. 本制度の導入時期等

本制度により支給される具体的な金銭報酬債権の額、発行または処分される株式数、その他の本制度の具体的な内容については、2023 年 6 月 28 日開催予定の当社の取締役会において決定することを予定しております。

以 上